

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
翌日）

目 次

◇告 示 字の区域の新設等（地方課）

字の区域の変更（五件）（〃）

字の区域の変更等（二件）（〃）

土地改良法による換地処分（九件）（農村整備課）

告 示

鳥取県告示第三百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を新設し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

よる旭東地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

大字鎌田字中島

同上の区域（平成元年十一月一日現在の地番による。）

大字鎌田字上中島五二三、五二四、五二五の一、五二五の二、五二六、五二七、五二八の一、五二八の二、五二九から五三一まで、五三四の一、五三四の二、五三五から五四五まで、五四七、五四八の一、五四八の二、五四九、五五〇の一、五五〇の二、五五一から五五六まで、五五七の三、五五八、五六一の一、五六一の二、五六二の一、五六二の二、五六三及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四と一体をなす国有地の一部

大字鎌田字下中島五六八から五七〇まで、五七一の一、五七一の二、五七二から五八七まで及びこれらと一体をなす国有地

大字鎌田字深田五九二の一、五九二の二の一部、五九三の一、五九四の一、五九五の一、五九六の一、五九七の一、五九八及びこれらと一体をなす国有地

大字鎌田字絵図見七〇六、七二二の一、七二五の一、七二六から七二二まで、七二三の一、七二四、七二五の一、七二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する字の名称

大字鎌田字坂戸前田

同上の区域（平成元年十一月一日現在の地番による。）

大字鎌田字坂戸前田の全域
大字鎌田字坂戸中島一二七から一三八まで、一三九の一、

<p>大字鎌田字坂戸 中島</p>	<p>一三九の二、一四〇から一四七まで、一四八の一、一四九の一、一五二の一、一五三の一、一五四、一五五、一五六の一、一五七の一、一五八、一五九、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六二から一六七まで、一六八の一、一六九の一、一七一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字下毛平一二二一の一の一部、一二二三の一の一部</p>
<p>大字鎌田字一ノ瀬</p>	<p>大字鎌田字坂戸中島のうち二二七から一三八まで、一三九の一、一三九の二、一四〇から一四七まで、一四八の一、一四九の一、一五二の一、一五三の一、一五四、一五五、一五六の一、一五七の一、一五八、一五九、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六二から一六七まで、一六八の一、一六九の一、一七一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鎌田字一ノ瀬 大字鎌田字深山</p>	<p>大字鎌田字一ノ瀬の全域 大字鎌田字坂戸一二一九の二 大字鎌田字深山口の全域 大字鎌田字古川一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六五から一〇六八まで、一〇六九の一、一〇六九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字鎌田字坂戸一二一五の一の一部</p>
<p>大字鎌田字早稲田</p>	<p>大字鎌田字早稲田のうち二六六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字鎌田字押谷口二八七の一の一部、二八八の一の一部、二八八の二の一部、二八八の四の一部、二八八の五の一部、二八八の七、二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字押谷一二〇一の一部</p>
<p>大字鎌田字押谷</p>	<p>大字鎌田字早稲田二六六と一体をなす国有地の一部 大字鎌田字押谷口のうち二八七の一の一部、二八八の一の一部、二八八の二の一部、二八八の四の一部、二八八の五の一部、二八八の七、二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字鎌田字樋井ヶ谷口三一六、三一七、三一八の一、三一八の二、三一八から三二二まで、三二三の一、三二三の二、三二四、三二五の一、三二五の二、三二六、三二七の一、三二七の二、三二八から三三〇まで、三三二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字押谷一七六の一の一部、一八五の一の一部、一一九一の二、一一九一の三、一二〇一の一部</p>
<p>大字鎌田字樋井ヶ谷</p>	<p>大字鎌田字樋井ヶ谷口のうち三一六、三一七、三一八の一、三一八の二、三一九から三二二まで、三二三の一、三二三の二、三二四、三二五の一、三二五の二、三二六、三二七の一、三二七の二、三二八から三三〇まで、三三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鎌田字前</p>	<p>大字鎌田字堂ノ前 大字鎌田字堂ノ前の全域 大字鎌田字前田四六二の二の一部、四六三の一部、四六四の一部、四六六の一の一部、四六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鎌田字前田</p>	<p>大字鎌田字前田のうち四六二の二の一部、四六三の一部、四六四の一部、四六六の一の一部、四六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字鎌田字深田六二〇の一、六二〇の二、六二一の一、六二二の二、六二二の一、六二五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五の三、六二八の一と一体をなす国有地の一部</p>

大字鎌田字上中島	大字鎌田字上中島のうち五二三、五二四、五二五の一、五二五の二、五二六、五二七、五二八の一、五二八の二、五二九から五三一まで、五三四の一、五三四の二、五三五から五四五まで、五四七、五四八の一、五四八の二、五四九、五五〇の一、五五〇の二、五五一から五五六まで、五五七の三、五五八、五六一の一、五六一の二、五六二の一、五六二の二、五六三及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鎌田字下中島	大字鎌田字下中島のうち五六八から五七〇まで、五七一の一、五七一の二、五七二から五八七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鎌田字深田	大字鎌田字深田のうち五九二の一、五九二の二の一部、五九三の一、五九四の一、五九五の一、五九六の一、五九七の一、五九八、五九九の一、六〇〇、六〇一の一、六〇二、六〇三の一、六二〇の一、六二〇の二、六二一の一、六二二の二、六二二の一、六二五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五の三、六二八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字鎌田字絵図見	大字鎌田字深田五九九の一、六〇〇、六〇一の一、六〇二、六〇三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字絵図見のうち七〇六、七二二の一、七二五の一、七二六から七二二まで、七二三の一、七二四、七二五の一、七二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字鎌田字釜谷一一二七の二、一一二九の三
大字鎌田字大谷河原	大字鎌田字大谷河原の全域 大字鎌田字岩田河原八〇八、八〇九、八一一から八一三まで、八一四の一、八一五、八一六の一、八一六の二、八一
大字鎌田字岩田河原	六の四、八一七の一、八一八の一、八一八の二、八一九から八二二まで、八二三の一、八二三の二、八二四、八二五、八二六の一から八二六の三まで、八二七から八三九まで、及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字大谷口八四二の三、八四三の一から八四三の三まで、八四四から八五二まで、八五三の五、八五七の三、八五八から八六一まで、八六三から八七二まで、八七六、八七七、八七八の一、八七八の二、八七九及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字鎌田字大谷一一〇四の二、一一〇五の三、一一〇五の四、一一〇六の三の一部 大字森字養老口三三二、三三三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字森字岩田口三八から四五まで、四六の二、四七の一、四七の二、四八の一及びこれらと一体をなす国有地 大字森字向中村六九の一、六九の二、六九の八、七〇の一から七〇の三まで、七一の一及びこれらと一体をなす国有地
大字鎌田字岩田河原	大字鎌田字岩田河原のうち八〇八、八〇九、八一一から八一三まで、八一四の一、八一五、八一六の一、八一六の二、八一六の四、八一七の一、八一八の一、八一八の二、八一九から八二二まで、八二三の一、八二三の二、八二四、八二五、八二六の一から八二六の三まで、八二七から八三九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字鎌田字大谷口	大字鎌田字大谷口のうち八四二の三、八四三の一から八四三の三まで、八四四から八五二まで、八五三の五、八五七の三、八五八から八六一まで、八六三から八七二まで、八七六、八七七、八七八の一、八七八の二、八七九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字鎌田字官足</p>	<p>大字鎌田字官足のうち九〇九の一部、九一四の一部、九一六、九一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字鎌田字上ミ上野一〇八八の一部、一〇八八の二 大字鎌田字篠山一〇八九の三、一〇八九の四、一一〇二の一部、一一〇三の四、一一〇三の五</p>
<p>大字鎌田字上野 大字鎌田字松葉ケ谷口</p>	<p>大字鎌田字上野のうち九一八から九二四まで、九二五の一、九二五の二、九二六から九二八まで、九三四から九四〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字鎌田字官足九〇九の一部、九一四の一部、九一六、九一七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字上野九一八から九二四まで、九二五の一、九二五の二、九二六から九二八まで、九三四から九四〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字松葉ケ谷九四五の二、九四五の一三、九九三の二、九九四から九九六まで、九九七の一、九九八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字鎌田字松葉ケ谷口の全域 大字鎌田字重洞一〇二三の一、一〇二四から一〇三〇まで、一〇三二から一〇三五まで、一〇三八から一〇四〇まで、一〇四六の二の一部、一〇四六の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鎌田字松葉ケ谷</p>	<p>大字鎌田字向フ山一〇七七の一六の一部、一〇七七の一七の一部、一〇七七の四二 大字鎌田字松葉ケ谷のうち九四五の二、九四五の一三、九九三の二、九九四から九九六まで、九九七の一、九九八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鎌田字重洞</p>	<p>大字鎌田字重洞のうち一〇二三の一、一〇二四から一〇三〇まで</p>
<p>大字鎌田字古川</p>	<p>〇まで、一〇三二から一〇三五まで、一〇三八から一〇四〇まで、一〇四六の二の一部、一〇四六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鎌田字向フ山</p>	<p>大字鎌田字古川のうち一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六五から一〇六八まで、一〇六九の一、一〇六九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字鎌田字向フ山のうち一〇七七の一六の一部、一〇七七の一七の一部、一〇七七の四二以外の区域</p>
<p>大字鎌田字上ミ上野</p>	<p>大字鎌田字上ミ上野のうち一〇八八の一部、一〇八八の二以外の区域</p>
<p>大字鎌田字篠山</p>	<p>大字鎌田字篠山のうち一〇八九の三、一〇八九の四、一一〇二の一、一一〇三の四、一一〇三の五以外の区域</p>
<p>大字鎌田字大谷</p>	<p>大字鎌田字大谷のうち一一〇四の二、一一〇五の三、一一〇五の四、一一〇六の三の一部以外の区域</p>
<p>大字鎌田字釜谷</p>	<p>大字鎌田字釜谷のうち一一二七の二、一一二九の三以外の区域</p>
<p>大字鎌田字押谷</p>	<p>大字鎌田字押谷のうち一一七六の一の一部、一一八五の一の一部、一一九一の二、一一九一の三、一二〇一の一部以外の区域</p>
<p>大字鎌田字坂戸坂</p>	<p>大字鎌田字坂戸坂のうち二二二五の一の一部、二二二九の二以外の区域</p>
<p>大字鎌田字下モ</p>	<p>大字鎌田字下モ平のうち二二二二の一の一部、二二二三の二</p>

平	一部以外の区域
大字森字養老口	大字森字養老口のうち三二、三三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字岩田口	大字森字岩田口のうち三八から四五まで、四六の二、四七の一、四七の二、四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字向中村	大字森字向中村のうち六九の一、六九の二、六九の八、七〇の一から七〇の三まで、七一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による早牛地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成元年十二月一日現在の地番による。）
大字早牛字カヤマ マ	大字早牛字カヤマのうち六二の二、六三の二、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の二、八六の一、八六の三、八七の一、八七の三、八九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字早牛字柳ノ前	大字早牛字カヤマ六二の二、六三の二、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の二、八六の一、八六の三、八七の一、八七の三、八九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字早牛字柳ノ前の全域
大字早牛字船山	大字早牛字船山九七の一、九八の一から九八の七まで、九九、九九の一、九九の二、一〇二の二から一〇二の四まで、八六九の三、八七〇の五から八七〇の八まで及びこれらと一体をなす国有地
大字早牛字杉ノ宮	大字早牛字杉ノ宮のうち一〇六の一から一〇六の二二まで、一〇七の一の一部、一〇七の三、一〇七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字早牛字鶴隈	大字早牛字鶴隈の全域 大字早牛字傍示境一三五の一、一三五の二、一三五の四、一三六の一、一四二の一の一部、一四三の一部及びこれら

<p>大字早牛字傍示境</p>	<p>と一体をなす国有地</p>
<p>大字早牛字古宮前</p>	<p>大字早牛字古宮前の全域 大字早牛字宝免一八九の三、一九〇の二、一九〇の四、一九一の四、一九一の九及びこれらと一体をなす国有地並びに一九〇の一と一体をなす国有地の一部 大字早牛字中瀬一九三の一、一九四の一、一九五の一、一九六の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字早牛字宝免</p>	<p>大字早牛字宝免のうち一八九の三、一九〇の二、一九〇の四、一九一の一の一部、一九一の三の一部、一九一の四、一九一の九及びこれらと一体をなす国有地並びに一九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字早牛字中瀬</p>	<p>大字早牛字宝免一九一の一の一部、一九一の三の一部 大字早牛字中瀬のうち一九三の一、一九四の一、一九五の一、一九六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第三百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小畑地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成二年二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字小畑字丹後垣</p>	<p>大字小畑字丹後垣のうち一二の一部及び一一、一二、一〇五五と一五五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小畑字向垣一六の一部 大字小畑字柳繩手六〇の一、六一の一、六二、六三の三、六八の二の一部、六九の一部、七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字河原字大木谷五五〇、五五一、五五二、五六三の一、五六三の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字小畑字向垣</p>	<p>大字小畑字丹後垣一二の一部及び一一、一二、一〇五五と一体をなす国有地の一部 大字小畑字向垣のうち一三の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小畑字寺ノ下モ五七の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字小畑字寺ノ下モ</p>	<p>大字小畑字丹後垣一二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小畑字向垣一三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小畑字寺ノ下モのうち五七の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

	<p>大字小畑字柳繩手六〇の二、六〇の八の一部、六一の五、六三の八、六四の一の一部、六四の三、六四の四、六五の一の一部、六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小畑字城ノ前八一の一の一部、八三の一、八四、八五の一から八五の四まで、八六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字小畑字柳繩手 大字小畑字柳繩手のうち六〇の一、六〇の二、六〇の八の一部、六一の一、六一の五、六二、六三の三、六三の八、六四の一の一部、六四の三、六四の四、六五の一の一部、六五の三の一部、六八の二の一部、六九の一部、七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>前 大字小畑字城ノ 大字小畑字城ノ前のうち八一の一の一部、八三の一、八四、八五の一から八五の四まで、八六の一、八七の一、八七の二、八七の三の一部、八七の四の一部、八八、八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字小畑字山崎 大字小畑字城ノ前八七の一、八七の二、八七の三の一部、八七の四の一部、八八、八九及びこれらと一体をなす国有地 大字小畑字山崎のうち一一二の一部、一一二の一の一部、一一四の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小畑字七通一六二の一の一部、一六五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小畑字小畑口二三九の一部</p>	<p>大字小畑字七通 大字小畑字山崎一一二の一部、一一二の一の一部、一一四の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四と一体をなす国有地の一部 大字小畑字七通のうち一五八の五の一部、一六二の一の一部</p>
<p>大字小畑字小畑 大字小畑字七通一五八の五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字小畑字小畑 大字小畑字小畑口のうち二三九の一部、二四〇の一の一部、二四〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小畑字大將軍二八二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>軍 大字小畑字大將軍のうち二八二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字河原字大木谷 大字河原字大木谷のうち五五〇、五五一、五五二、五六三の一、五六三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>鳥取県告示第三百四十九号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（加勢地）地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成二年三月二十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成元年十二月十八日現在の地番による。）
本郷字下り瀬	本郷字下り瀬のうち三六三の一の一部以外の区域
本郷字小原谷	本郷字小原谷のうち三五二の一部、三五三、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
本郷字木戸口	本郷字小原谷三五二の一部、三五三、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字木戸口のうち三六五の一の一部、三六六から三七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
本郷字屋敷谷下 モ平ラ	本郷字屋敷谷下モ平ラのうち三八三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
本郷字屋敷谷尻	本郷字下り瀬三六三の一の一部 本郷字木戸口三六五の一の一部、三六六から三七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字屋敷谷下モ平ラ三八三の一部及びこれと一体をなす国有地
本郷字明神ノ下 モ	本郷字屋敷谷尻のうち三九六の一部、三九七の一の一部、三九七の二及びこれらと一体をなす国有地 本郷字明神ノ下モのうち四〇一の一の一部、四〇一の三の一部、四〇二の一の一部以外の区域 本郷字竹ノ谷尻四五二と一体をなす国有地の一部 本郷字竹ノ谷二六八の二の一部、二六八の三の一部 本郷字屋敷谷上ミ平二二七の一の二

本郷字屋敷谷上 ミ平	本郷字屋敷谷上ミ平のうち二二七の一の二以外の区域
本郷字竹ノ谷	本郷字竹ノ谷のうち二一六八の二、二一六八の三以外の区域
本郷字石橋ノウ エ	本郷字明神ノ下モ四〇二の一の一部 本郷字石橋ノウエのうち四三三の二の一部以外の区域 本郷字竹ノ谷尻四五二、四五三の一の一部、四五三の二、四五三の三の一部、四五四の二、四七四の一の一部、四七四の二の一部、四七五の一の一部、四七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 本郷字竹ノ谷二一六八の二の一部、二一六八の三の一部
本郷字竹ノ谷尻	本郷字竹ノ谷尻のうち四五二、四五三の一の一部、四五三の二、四五三の三の一部、四五四の二、四七〇の二の一部、四七〇の三の一部、四七一の一部、四七四の一の一部、四七四の二の一部、四七五の一の一部、四七五の二、四七五の三の一部、四七六、四七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 本郷字三津吉谷五〇〇の二と一体をなす国有地の一部
本郷字三津吉谷	本郷字三津吉谷のうち四九七から四九九まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
本郷字墓ノ上ミ 大道ノ上エ	本郷字石橋ノウエ四三三の二の一部 本郷字竹ノ谷尻四七〇の二の一部、四七〇の三の一部、四七一の一部、四七五の一の一部、四七五の二、四七五の三の一部、四七六、四七七及びこれらと一体をなす国有地 本郷字墓ノ上ミ大道ノ上エのうち四八二の一、四八二の二、四八三の一、四八三の二、四八四の一、四八四の二、四八

鳥取県告示第三百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

<p>本郷字井手口大道下^タ</p>	<p>四の五、四八四の六、四八五の一、四八五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 本郷字三津吉谷四九七から四九九まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>本郷字上^ミ石橋ノ上^エ</p>	<p>本郷字上^ミ石橋ノ上^エのうち五二八の一、五二九の一、五二九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五二〇、五二四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>本郷字沖上^エ原</p>	<p>本郷字上^ミ石橋ノ上^エ五二〇、五二四と一体をなす国有地の一部 本郷字沖上^エ原の全域 本郷字上^ミ上^エ原五八四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>本郷字上^ミ上^エ原</p>	<p>本郷字上^ミ上^エ原のうち五八四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による黒坂地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（平成元年十二月十三日現在の地番による。）</p>
<p>黒坂字北町西裏</p>	<p>黒坂字牢屋敷下^モ一一四二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一四二の一と一体をなす国有地の一部 黒坂字北町西裏の全域</p>
<p>黒坂字牢屋敷下^モ</p>	<p>黒坂字牢屋敷下^モのうち一一四二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一四二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>黒坂字上荒神廻^リ</p>	<p>黒坂字上荒神廻^リのうち八〇二の一、八〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 黒坂字姫宮前道^{ヨリ}北八五九と一体をなす国有地の一部 黒坂字御墓道下^タ一〇二八の一部、一〇二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>黒坂字御墓前道ノ上^ミ</p>	<p>黒坂字上荒神廻^リ八〇二の一、八〇二の二と一体をなす国有地の一部 黒坂字御墓前道ノ上^ミのうち八二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八二六の一、八二六の二、八二七と一</p>

黒坂字姫宮前道 ヨリ北	<p>体をなす国有地の一部以外の区域 黒坂字姫宮前道ヨリ北八四二の一部及びこれと一体をなす 国有地並びに八四二と一体をなす国有地の一部</p>
黒坂字御墓前道 上ミ八二〇の一部及びこれと一体をなす 国有地並びに八二六の一、八二六の二、八二七と一体をな す国有地の一部	<p>黒坂字御墓前道ヨリ北のうち八四二の一部、八五九の一部、 八六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八 四二、八五九と一体をなす国有地の一部以外の区域 黒坂字御墓前道下タ一〇二八の一部</p>
黒坂字御墓道下 タ	<p>黒坂字御墓前道ヨリ北八五九の一部、八六〇の一の一部及 びこれらと一体をなす国有地 黒坂字御墓道下タのうち一〇二三の一部、一〇二四の一部、 一〇二八の一部、一〇二九の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域</p>
黒坂字下堀ノ上 エ	<p>黒坂字御墓前道ヨリ北八六〇の一の一部及びこれと一体を なす国有地 黒坂字御墓前道一〇〇八から一〇一〇までと一体をなす国 有地の一部 黒坂字下堀ノ上エの全域 黒坂字御墓道下タ一〇二三の一部、一〇二四の一部及びこ れらと一体をなす国有地</p>
黒坂字姫宮ノ前	<p>黒坂字御墓ノ裏九七七と一体をなす国有地の一部 黒坂字御墓ノ前のうち九九四の一部及び一〇〇八から一〇 一〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
黒坂字姫宮ノ裏	<p>黒坂字山ノ手山五六四の一四〇の一部 黒坂字御墓谷九四六の一部及びこれと一体をなす国有地 黒坂字御墓ノ裏のうち九六〇の一部及びこれと一体をなす</p>

黒坂字山ノ手山 ヨリ北	<p>国有地並びに九六〇、九六五、九六六、九七七と一体をな す国有地の一部以外の区域 黒坂字御墓ノ前九九四の一部</p>
黒坂字御墓谷	<p>黒坂字山ノ手山五六四の一四〇の一部 黒坂字御墓ノ裏九六〇の一部及びこれと一体をなす国有地 並びに九六〇と一体をなす国有地の一部 黒坂字御墓谷のうち九四一の一部、九四六の一部及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域</p>
黒坂字金屋子道 上ミ下タ切	<p>黒坂字御墓上エ道ヨリ北八八六及びこれと一体をなす国有 地 黒坂字金屋子道上ミ下タ切の全域 黒坂字御墓谷九四一の一部及びこれと一体をなす国有地 黒坂字御墓ノ裏九六五、九六六と一体をなす国有地の一部</p>
黒坂字御墓上エ 道ヨリ北	<p>黒坂字御墓上エ道ヨリ北のうち八八六及びこれと一体をな す国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第三百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下安井地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域(平成元年十二月二十六日現在の地番による。)</p>
<p>大字下安井字寺 谷</p>	<p>大字下安井字寺谷の全域 大字下安井字マガリ戸屋敷一〇九八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下安井字下 ケ市</p>	<p>大字下安井字下ケ市のうち一五〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一、一四八、一五〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字下安井字畔 高</p>	<p>大字下安井字下ケ市一五〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一、一四八、一五〇と一体をなす国有地の一部 大字下安井字畔高のうち一六四の一部、一六五の一部、一六六、一六七の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下安井字代宮屋田一七三の一の一部、一七三の二 大字下安井字大フケ二七六の一の一部、二七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七六の一と一体をなす国有地の一部 大字下安井字榎ノ田三〇五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三〇五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下安井字代 宮屋田</p>	<p>大字下安井字代宮屋田のうち一七三の一の一部、一七三の二以外の区域</p>
<p>大字下安井字大</p>	<p>大字下安井字畔高一六四の一部、一六五の一部、一六六、</p>

<p>フケ</p>	<p>一六七の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下安井字大フケのうち二六一の一、二六一の二の一部、二七一の一の一部、二七一の二の一部、二七二の一部、二七六の一の一部、二七六の二の一部、二七八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下安井字榎ノ田二八〇、二八一の一部、二九九から三〇一までの一部、三〇二から三〇四まで、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下安井字榎 ノ田</p>	<p>大字下安井字大フケ二六一の一、二六一の二の一部、二七一の一の一部、二七一の二の一部、二七二の一部、二七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下安井字榎ノ田のうち二八〇、二八一の一部、二九九から三〇一までの一部、三〇二から三〇五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字下安井字岡 ノ田</p>	<p>大字下安井字岡ノ田の全域 大字下安井字竹山六七一、六七三、六七四、六七五の一部、六七六、六七七の一の一部、六七八の一部、六七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下安井字天王河原七一三の一部、七一五の一部、七一六、七一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一八、七一九の一、七一九の二と一体をなす国有地の一部 大字下安井字天王ノ上エ八三二の一部</p>
<p>大字下安井字竹 山</p>	<p>大字下安井字竹山のうち六七一、六七三、六七四、六七五の一部、六七六、六七七の一の一部、六七八の一部、六七九、六八〇の一部、六八一の一部、六九〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

大字下安井字天 王河原	大字下安井字竹山六七九の一部、六八〇の一部、六八一の一部、六九〇及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下安井字天王河原のうち七一三の一部、七一五の一部、七一六、七一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一八、七一九の一、七一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下安井字宮ノ前道下タ	大字下安井字宮ノ前道下タのうち七三二の一部、七三三の一部、七三五の一部、七五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二九から七三二までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下安井字宮ノ前	大字下安井字宮ノ前のうち七八五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下安井字天 王ノ上エ	大字下安井字天王ノ上エのうち八三二の一部以外の区域
大字下安井字マ ガリ鉦屋敷	大字下安井字マガリ鉦屋敷のうち一〇九八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による立見地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成元年十二月一日現在の地番による。）
大立字前田	大立字前田のうち一二九二の一、一二九二の四の一部、一二九三の一、一二九三の五の一部、一二九三の六、一二九六の一、一二九六の三の一部、一二九七の一、一三〇〇の一、一三〇〇の七の一部、一三〇〇の九の一部、一三〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大立字清水平	大立字清水平のうち一二六九の二、一二六九の三、一二七〇の二、一二七二の二、一二七二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大立字大石	大立字清水平一二六九の二、一二六九の三、一二七〇の二の一部、一二七二の二、一二七二の三及びこれらと一体をなす国有地 大立字前田一二九二の一、一二九二の四の一部、一二九三の一、一二九三の五の一部、一二九三の六、一二九六の一、一二九六の三の一部、一二九七の一、一三〇〇の一の一部、一三〇〇の七の一部、一三〇〇の九の一部、一三〇一及びこれらと一体をなす国有地 大立字大田の全域

	<p>大立字吉ノ里の全域 大立字清水田の全域 大立字蔭田の全域 大立字藤ノ木の全域 大立字大石一三二八の一、一三二八の二、一三二九、一三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字板垣一の一部、二の一部、三の一の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大立字蔦坂</p>	<p>大立字蔦坂のうち八、九及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇、一一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字竹花ノ上</p>	<p>立見字竹花ノ上のうち一一の二以外の区域</p>	<p>立見字竹花</p>	<p>立見字板垣のうち一の一部、二の一部、三の一の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 立見字竹花ノ上一の一 立見字竹花のうち二一の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 立見字金クソ谷二五の三、二五の四の一部、二五の五、二五の六、二五の七の一部、二五の八、二五の九、二五の一〇の一部、二五の一 立見字林ノ前五七の一部及びこれと一体をなす国有地、立見字佛ノ谷六〇と一体をなす国有地の一部 大立字蔦坂八、九及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇、一一と一体をなす国有地の一部 大立字清水一、二七〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大立字大石一三三〇の一部、一三三一から一三三三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>立見字金クソ谷</p>	<p>立見字金クソ谷のうち二五の三から二五の一まで、二六の二、二六の三、二八の二、二八の三、二九の二、三七の二、二六の三、二八の二、二八の三、二九の二、三七の二</p>
<p>立見字林ノ前</p>	<p>三以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>立見字佛ノ谷</p>	<p>立見字佛ノ谷のうち六二から六六まで、六七の一、六七の二、六八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに五九、六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>		

立見字馬谷	立見字馬谷のうち一〇五から一〇八まで、一〇九の一から一〇九の三まで、一一〇、一一一の三、一一一の五から一一一の七まで、一一二の四、一一四の二、一一四の三、一一七の二、一一七の三、一一八の二、一一八の三、一一九の二、一一九の三、一二二の三、一二二の四、一二三の二から一二三の四まで、一二四の二、一二四の三、一二五の三、一二五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立見字上權代	立見字上權代のうち一二九の二、一二九の三以外の区域
立見字堂ノ前	立見字堂ノ前のうち一六一から一六四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立見字上田	立見字上田のうち一八〇、一八六から一八九まで、一九〇の一、一九〇の二、一九一、一九二の一部、一九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
立見字隆ソリ田	立見字隆ソリ田のうち一七五から一八〇まで、一八六から一八九まで、一九〇の一、一九〇の二、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五から一九八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立見字ソリ田	立見字隆ソリ田一七五、一七六、一七七の一部、一七八の一部、一九二の一部、一九三、一九四の一の一部、一九四の二、一九五から一九八まで及びこれらと一体をなす国有地
立見字古屋敷	立見字ソリ田のうち二一一の一部以外の区域 立見字古屋敷三七三の一部、三七六の一の一部、三七六の二、三七七、三七八から三八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字荒神元四〇五及びこれと一体をなす国有地並びに四〇四と一体をなす国有地の一部
立見字荒神元	立見字荒神元のうち三八三から三九七まで、四〇二の一、四〇二の二、四〇三から四〇五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立見字上ケ市	立見字古屋敷三七三の一部、三七六の一の一部、三七八から三八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字荒神元三八三から三九七まで、四〇二の一、四〇二の二、四〇三、四〇四及びこれらと一体をなす国有地 立見字上ケ市のうち四五八から四六五まで、四六六の一部、四七七の一部、四七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立見字桜ケ市	立見字桜ケ市四八一から四八四まで、四八五の一部、四八七の一部、四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地
立見字上ケ市	立見字上ケ市四四一の一、四四二の一の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地

立見字上ノ城	立見字中ノ城	立見字中ノ城四四九の一部、四五二の一部、四五三の一部、四五三の二、四五四から四五七まで及びこれらと一体をなす国有地 立見字上ケ市四五八から四六五まで、四六六の一部、四七七の一部、四七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字桜ケ市のうち四八一から四八四まで、四八五の一部、四八七の一部、四八九の一部、四九八の一、四九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	立見字上桜ケ市のうち四三二、四三三の一、四三四、四三五、四三六の一、四三七、四三八の一、四三九、四四〇、四四一の一、四四二の三、四四二の一、四四三から四四八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立見字上ノ城	立見字上ノ城四一一、四一二の一部、四一三の一部、四一四の一から四一四の四まで、四一五から四二二まで、四二三の一、四二三の二、四二四、四三一及びこれらと一体をなす国有地 立見字上桜ケ市四三二、四三三の一、四三四、四三五、四三六の一、四三七、四三八の一、四三九、四四〇、四四一の三、四四二の一の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四五から四四七まで、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字中ノ城のうち四四九の一部、四五二の一部、四五三の一部、四五三の二、四五四から四五七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 立見字桜ケ市四九八の一、四九九の一の一部 立見字中陀羅五二七、五二八と一体をなす国有地の一部	立見字上ノ城のうち四一一から四一三まで、四一四の一から四一四の四まで、四一五から四二二まで、四二三の一、四二三の二、四二四、四三一及びこれらと一体をなす国有地	立見字上ノ城四一一、四一二の一部、四一三の一部、四一四の一から四一四の四まで、四一五から四二二まで、四二三の一、四二三の二、四二四、四三一及びこれらと一体をなす国有地 立見字上桜ケ市四三二、四三三の一、四三四、四三五、四三六の一、四三七、四三八の一、四三九、四四〇、四四一の三、四四二の一の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四五から四四七まで、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字中ノ城のうち四四九の一部、四五二の一部、四五三の一部、四五三の二、四五四から四五七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 立見字桜ケ市四九八の一、四九九の一の一部 立見字中陀羅五二七、五二八と一体をなす国有地の一部
立見字中陀羅	立見字上陀羅	立見字矢継谷	立見字角田
地以外の区域 立見字上ノ城四一二の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字桜ケ市四九九の一の一部 立見字中陀羅のうち五二七、五二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 立見字上陀羅五三〇の一から五三〇の三まで、五三一、五三三、五三四、 ^{五三五} _{五三六} 、 ^{五三七} _{五三八} 合併、五三九、五四六の一、五四七、五四八の一から五四八の三まで、五四九から五五五まで及びこれらと一体をなす国有地 立見字矢継谷五五六から五六二まで及びこれらと一体をなす国有地	立見字上ノ城四一二の一部、四一三の一部及びこれらと一体をなす国有地 立見字桜ケ市四九九の一の一部 立見字中陀羅のうち五二七、五二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 立見字上陀羅五三〇の一から五三〇の三まで、五三一、五三三、五三四、 ^{五三五} _{五三六} 、 ^{五三七} _{五三八} 合併、五三九、五四六の一、五四七、五四八の一から五四八の三まで、五四九から五五五まで及びこれらと一体をなす国有地 立見字矢継谷五五六から五六二まで及びこれらと一体をなす国有地	立見字矢継谷のうち五五六から五六二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	立見字角田のうち五九五の一、五九六の一、五九七、六〇一から六〇三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	<p>立見字ナ、マ</p> <p>立見字陰角田五八三、五八四、五八五の一部、五八六、五八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>立見字角田六〇一から六〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>立見字ナ、マの全域</p> <p>立見字陰ナ、マ六一七、六二二から六二五まで、六二六の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>立見字西ナ、マ六三八の二の一部、六四一の一部、六四九の一部、六五〇、六五二、六五三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>立見字薩ナ、マ</p>	<p>立見字薩ナ、マのうち六一七、六二二から六二七まで、六三〇、六三六、六三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>立見字西ナ、マ</p>	<p>立見字西ナ、マのうち六三八の二、六三九、六四〇の二から六四〇の四まで、六四一、六四二の二、六四三、六四四、六四九、六五〇、六五二、六五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>立見字桃ノ木</p>	<p>立見字薩ナ、マ六一六の一部、六二七の一部、六三〇、六三六、六三七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>立見字西ナ、マ六三八の二の一部、六三九、六四〇の二から六四〇の四まで、六四一、六四二の二、六四三、六四四、六四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>立見字桃ノ木の全域</p> <p>立見字上ナ、マの全域</p> <p>立見字一ノ瀬七二三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>立見字一ノ瀬</p>	<p>立見字一ノ瀬のうち七二三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

廃止する字の名称

大立字大田、大立字薩田、大立字清水田、大立字吉ノ里、大立字藤ノ木、立見字板垣、立見字花ノ木、立見字陰角田、立見字上ナ、マ

鳥取県告示第三百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野（舟場）地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成元年十二月十八日現在の地番による。）

舟場字袋尻

舟場字袋尻のうち一二の二の一部、一二の二の一部、二二三の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

舟場字下ヶ市二五の二の一部、三三の二の一部、三四及びこれらと一体をなす国有地

舟場字下ヶ市	舟場字袋尻二二の二の一部、二二の二の一部、二三の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 舟場字下ヶ市のうち二五の二の一部、二八から三〇までの一部、三三の一部、三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 舟場字薬師堂ノマエ五六の二の一部、五七の一部、五八の一部、六二の一部、六四の二の一部、六四の二の一部、六四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
舟場字シナンドノ上	舟場字シナンドノ上ミの全域 舟場字薬師堂ノマエ五三の二の一部、五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 舟場字竹ノソヘ一四六の二の一部、一四七の一部、一四八、一四九及びこれらと一体をなす国有地
舟場字薬師堂ノマエ	舟場字下ヶ市二八から三〇までの一部 舟場字薬師堂ノマエのうち五三の二の一部、五四の二の一部、五六の二の一部、五七の一部、五八の一部、六二の一部、六四の二の一部、六四の二の一部、六四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
舟場字大小路ノ下モ	舟場字薬師堂ノマエ六二の一部 舟場字大小路ノ下モの全域 舟場字大小路ノ上ミのうち八六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八六の一、八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 舟場字荒神ノ上ミ一二四の二の一部
舟場字辨才天小路ノ下モ川端	舟場字辨才天小路ノ下モ川端のうち九〇の二以外の区域
舟場字荒神ノ上	舟場字大小路ノ上ミ八六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八六の一、八六の二と一体をなす国有地の一部 舟場字辨才天ノ下モ川端九〇の二の一部、一一〇の二の一部、一一一の二の一部、一一二の二の一部、一一三の二の一部、一一四の二の一部、一一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九の二、一三一、一三二の二、一三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
舟場字宮ノ下モ道下タフケ田	舟場字荒神ノ上ミ一二九の二、一三一、一三二の二、一三三の二と一体をなす国有地の一部 舟場字宮ノ下モ道下タフケ田の全域 舟場字宮ノ上ミ道ウエ一四六の二の一部 舟場字ヨコヤノマヘ二三八の二の一部、二三九の二の一部、二三九の三、二三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 舟場字門田道ノ上ミ二四〇の二と一体をなす国有地の一部
舟場字竹ノソヘ	舟場字竹ノソヘのうち一四六の二の一部、一四七の一部、一四八、一四九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
舟場字宮ノ上ミ道ウエ	舟場字宮ノ上ミ道ウエのうち一九六の二以外の区域 舟場字田ノ口の全域 舟場字ヨコヤノマヘ二二九の二、二二九の五、二二九の六、二三〇の二、二三〇の三と一体をなす国有地の一部 舟場字寺中二四五から二四七までと一体をなす国有地の一部 舟場字間字殿ノ上ヘ三四一の三、三四二と一体をなす国有地の一部
舟場字ヨコヤノマヘ	舟場字ヨコヤノマヘのうち二三八の二の一部、二三八の三

舟場字門田道ノ上	<p>の^一部、二二九九の^一の^一部、二二九九の^二、二二九九の^三、二二九九の^四の^一部及びこれらと^一体をなす^一国有地並びに二二九九の^一、二二九九の^五、二二九九の^六、二二九九の^二、二二九九の^三と^一体をなす^一国有地の一部以外の区域</p> <p>舟場字門田道ノ上、二四〇の^一、二四一、二四一の^五と^一体をなす^一国有地の一部</p>
舟場字寺中	<p>舟場字寺中のうち二四五から二四七までと^一体をなす^一国有地の一部以外の区域</p>
舟場字寺ノマヘ	<p>舟場字門田道ノ上、二四三の^一と^一体をなす^一国有地の一部</p> <p>舟場字寺ノマヘの^一全域</p> <p>舟場字池田ヶ市二六〇の^一の^一部、二六一の^一の^一部及びこれらと^一体をなす^一国有地並びに二六〇の^一、二六一の^一と^一体をなす^一国有地の一部</p>
舟場字池田ヶ市	<p>舟場字荒神ノ上、一一〇の^二の^一部、一一一の^一の^一部、一一一の^三、一一三の^二の^一部及びこれらと^一体をなす^一国有地</p> <p>舟場字門田道ノ上、二四〇の^二、二四一の^三、二四一の^四、二四二及びこれらと^一体をなす^一国有地並びに二四三の^一、二四三の^二と^一体をなす^一国有地の一部</p> <p>舟場字池田ヶ市のうち二六〇の^一の^一部、二六一の^一の^一部及びこれらと^一体をなす^一国有地並びに二六〇の^一、二六一の^一と^一体をなす^一国有地の一部以外の区域</p>
舟場字間地殿ノ上	<p>舟場字間地殿ノ上、のうち三四一の^三、三四二と^一体をなす</p>

舟場字上ノ新田	<p>す^一国有地の一部以外の区域</p>
舟場字市場	<p>舟場字上ノ新田のうち四五六の^六の^一部、四五七の^三、四五七の^四及びこれらと^一体をなす^一国有地以外の区域</p>
舟場字市場	<p>舟場字上ノ新田四五六の^六の^一部、四五七の^三、四五七の^四及びこれらと^一体をなす^一国有地</p> <p>舟場字市場の^一全域</p>
廃止する字の名称	<p>舟場字田ノ口</p>

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭東地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る早牛地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六

条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る小畑地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（加勢地）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る黒坂地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る下安井地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る立見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六

条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る日野（舟場）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る恩地地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】